

【12月・1月の行事】

- 12/12-13 司法面接研修／2011年度第2クール1回目（北海道大学）
12/20-21 「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（日本子ども家庭総合研究所共催）」（新潟）
1/10-11 NICHHD ガイドライン研修（埼玉）
1/17-18 「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修（日本子ども家庭総合研究所共催）」（青森）
1/23-26 The 26th Annual San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment

【10月・11月の行事報告】

10/2

法と心理学会第12回大会（名古屋大学）

仲，上宮，仲研究室の院生が参加し，研究発表を行いました。大会2日目には，ワークショップ「被害者供述に対する3つのアプローチ—真の被害者支援をめざして」が行われました。本ワークショップでは，3つの視点から「被害者供述」について議論がなされました。取調べや供述分析の立場からは大倉得史先生（京都大学），心理カウンセリングの立場からは村本邦子先生（立命館大学），そして，司法面接法の立場からは室員の上宮が話題提供を行い，プロジェクトでの取り組みについて紹介しました。ワークショップに参加し，被害者供述というテーマにおいても，様々な領域との連携が重要だということを改めて考える機会となりました。

10/3-4・11/7-8

司法面接研修 2011年度第1クール（北大）

道児相9名，愛知県より医療関係者2名，青森県より警察関係者2名，岐阜県より警察関係者1名，堺市児童相談所より1名，神奈川県より教育関係者1名，計16名の専門家の方々が参加されました。また，オブザーバーとして，JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域，辻井プロジェクトの笹竹先生が参加されました。今回の研修は，様々な職種の方々がご参加くださり，その意味でも，大変有意義な研修となりました。また，研修者同士の交流も盛んで，多職種連携が広がる可能性を感じました。

10/29-30

JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 平成23年度合宿（千葉）

本プロジェクトからは，杉村智子先生（福岡教育大），小山和利先生（北海道中央児童相談所），仲，上宮の4名が参加しました。1日目は，各プロジェクトの進行状況や取り組みについての報告が行われ，2日目は，まとめの段階における今後の実装に向けて，各プロジェクトや領域全体がどのように動いていけばよいか，ディスカッションが行われました。本プロジェクトでも，専門家に対する研修という部分での実装は進められている一方，研修を行った成果が現場で活用されているのかという部分では，様々な制度の問題が壁となっています。プロジェクトの残りの期間，更なる「実装」に向けて，どのように活動していくかが大きなテーマであると感じました。

10/11-12・11/29-30

長野司法面接研修・島根司法面接研修

10月11-12日，長野県松本児童相談所において司法面接研修を行いました。11日午前中は長野県警や長野弁護士会の方々もいらして下さり，多職種連携への兆しを感じました。12日は長野県児童相談所の先生方22人とロールプレイ等の演習を行いました。また，11月29-30日は島根県児童相談所その他の先生方46人と，本年度2度めの司法面接研修（上級編）を行いました。長野，島根ともに発話のタイプ分けや面接の計画など，新しい内容も含め，少し難しかった部分もあったかもしれませんが（すみません）。今後，さらにプログラムを精選してまいります。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

私と司法面接

岡山県倉敷児童相談所 子ども発達支援課
青井 美帆

「話しても、誰も信じてくれなかった。」

非行を繰り返していた思春期の少女が、過去の性的虐待被害について話をした後、そう言った。

子どもの言葉をありのままに聴くこと、そして、タイミングよく対応することの大切さを、今、痛感している。

被害確認面接との出会いは、平成22年1月に被害確認面接の実務研修へ参加したときに遡る。

参加することになったのは、日本子ども家庭総合研究所が『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン』を試行するにあたり、岡山県が調査研究の協力を決定したことがきっかけであった。

そして、奈良県で行われたこの研修には、岡山県の児童相談所から5名の職員が参加した。研修は、驚きと学びの多い体験であり、毎晩皆で熱い議論(?)を交わしたことをよく覚えている。

研修の後、岡山県に戻り、さっそく被害確認面接をスタートした。最初は、面接の進め方から機材の準備まで、1つ1つ手探りであったが、現在では、試行錯誤の末、岡山県スタイルが出来つつある。これは言うまでもないが、仲先生、山本先生、丸山先生、新納さん、鶴岡さん、司法面接支援室の方々のフォローアップのおかげである。

岡山県では、被害確認面接を子どもへ支援の一環として行っている。手続きとしては、まず、各所の緊急受理会議で面接の実施を決定する。その後、各所長間で情報を共有した上で、すぐに被害確認面接チームのスタッフ間(県内全児童相談所に配置)で連絡を取り合い、面接者やバックスタッフを選出し、日程調整をする。面接前には、チームスタッフとケース担当者が中央児童相談所に集まり、面接計画などを打ち合わせ、機材の設置を行っている。

当日の面接は、面接者が中心に進めるが、バックスタッフとの連携が欠かせない。また、終了後、スタッフ同士でしっかりとコミュニケーションをとることが、スタッフのメンタルヘルスに繋がっていると感じている。

溢れるように話し続ける子ども、咳込んで言葉に詰まってしまう子ども、泣きながら「帰りたい」と訴える子ども等、面接中の子どもの様子は様々である。しかし、何とか自分が表現しうる言葉や態度で被害の状況を伝えようとし、起こっている現実に対峙しようとする姿は共通している。その度に、子どもが持っている力や可能性を感じ、「すごい!」と思うのだ。

面接者としての経験を重ねるごとに、子どもが自分自身に起きたことを自分の言葉で語ること、子どもの声を丁寧に、そして真摯に聴くことが、子どもの人生を支えることに繋がると感じている。

現在、岡山県では、面接で得られた記録を子どもの安全を守るために、行政・法的対応の根拠にしたり、子どもの負担を減らすため、警察への情報提供などに活用している。

私たちは、被害確認面接で子どもが語った言葉の重さを感じながら、子ども一人一人にとって本当に必要な対応や支援が実施出来るよう、より一層努力していきたいと考えている。



被害確認面接チーム(通称:ラット隊)

バックスタッフ日記

3. バックスタッフに関する文献資料

バックスタッフ日記をはじめ、バックスタッフやブレイクの取り方などに関する資料を集めるようになりました。普段目を通している資料や参考文献でも、これまでは、あまりバックスタッフやブレイクに関する情報に注意を向けてきませんでした。調べて行くと、バックスタッフに関する情報がほとんどないことが解りました。学術論文を調べても、面接法に関する研究が多くあるにもかかわらず、バックスタッフやブレイクの効果について検討された研究はありませんでした。おそらく、バックスタッフの役割は様々で、決まった形がないということだと思います。今回は、自分の身の回りにある資料や参考文献から、バックスタッフに関する記述をまとめてみました。

【NICHHD ガイドライン (2007 年版)】

ブレイクでは、それまでに得た情報を見なおし、司法チェックリストに記入し、欠けた情報がないか検討し、残りの面接の計画を立てなさい。焦点化した質問を明確にし、書き出さなさい。

【北大司法面接ガイドライン (仲真紀子) 2010.10 (日本)】

子どもが充分な情報を提供してくれない場合は、クローズド質問を行う必要がある。しかし、クローズド質問には面接者からの情報が含まれており、誘導となりやすい。したがって、クローズド質問は最小限にし、注意をもって行わなければならない。そのため、原則として、クローズド質問に入る前に、モニターとの打ち合わせを行う (2, 3 分のブレイク) ことが望ましい。

【Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings: Guidance on interviewing victims and witnesses and guidance on using special measures 2011 ver. (英国)】

(P57 インタビュー・モニター: The Interview Monitor) 2.184 インタビューモニター (以下、モニター) が面接に立ち合うことが望ましい。モニターは、面接が専門的な方法で実施されたことを保証し、証人の報告の中で生じる矛盾点を特定することができ、証人のニーズが常に満たされているかどうか保証することができる。(中略)

2.185 インタビューチームは、モニターの役割における権限について、明確にし、共有していなければならない。多くの場合、モニターの役割よりも、ビデオ機材の操作をする人の必要性が優先されることがある。しかし、実際には、モニターには、第1面接者の質問や、証人の様子などを観察するという極めて重要な役割がある。モニターは、第1面接者のエラーや、面接者と証人の間のコミュニケーションの明白な混乱について注意を払う必要がある。モニターは計画の段階で議論されたことについて熟考し、必要であれば第1面接者と面接中に連絡を取り合うことができる。このようにモニタリングを行うことは、特に裁判の場面において重要となる。録画された報告が完全なものである、また、明確な報告であるために不可欠である。

(p57 機器操作: Equipment Operators)

録画機材には、面接の間、機材を操作できる人がついていなければならない。このことで、証人の動きにカメラを合わせておくことができる。さらに、機材による録画の失敗を、面接終了後ではなく、不備が発見された一番早い段階で面接者に伝えることが可能になる。

【Interviewing for child sexual abuse strategies for balancing forensic and therapeutic factors (1997) Melissa McDermott S.: 1997 年当時、現場や研究で得られた知見をもとに、性虐待の取り調べを行う専門家のために作成された参考書 (米国)】

(p53) 面接をサポートする道具として、ワイアレスの「イヤバグ (bug in the ear: 小さいトランシーバーのようなもの)」が役立つ。チーム全体が面接室に入るのではなく、面接者1人が面接を行うという状況では様々な制限が生じる。面接者は、必要な全ての情報を得ることが出来ないかもしれない。数百もの面接を行った経験のある、非常に優れた面接者であっても、聞き逃したことがないか、さらに明確にしておくべき部分がないかを確認するためには、サポートが必要である。このため、小さなコミュニケーション・デバイスである、イヤバグが用いられてきた。この道具を用いることで、多職種による取り調べにおいて、子どもに対する「専門家の衝撃 (professional bombardment)」を取り除くことができる。面接者は様々な関係者とながり、専門家たちは、マジックミラーの後ろ側、もしくはモニタールームから、明確にしたい情報について「イヤバグ」を通して伝えることが出来る。

さらに、このような道具を用いることで、面接者は、メモを取るのではなく、面接自体に集中することができる。

(p77) 「イヤバグ」を用いてチームで面接を行うことで、面接者は質問を記憶しておく必要はない。むしろ、チームが質問すべき項目に関するリストや情報を管理し、面接者が聞き忘れている場合には、指示を出す。しかし、その聞き出すべき情報に関して、適切な質問の仕方、質問するのは面接者の仕事である。

これ以外にも、米国の文献などでは、バックルームに入る職種についてや、多職種で連携することの効果や意義などについて記述しているものが多くありました。しかし、実際にバックスタッフがどのように、何を行うべきなのかということに関するガイドラインや文献はほとんどありませんでした。もちろん、多職種連携を行うことで、各職種が必要な情報についてオーダーを出せばよいということもあるかもしれませんが、それに加えて、「面接自体を適切に見守る人」が必要かもしれません。理想としては、面接者、面接モニター、機材担当、そして、各職種がチームとして子どもの面接に関わるということだと思います。しかし、日本の現状で、ここまで実践に移していくことは非常に難しく、また、日本のシステムに果たして、この手法が合っているのかということについては、今後、更なる検討が必要であると感じました。

(室員 上宮愛)

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

子どもの「被暗示性への理解」の発達

The Development of Metasuggestibility in Children.

London. K., Bruck. M., Poole. D. A., & Melnyk. L. (2011). Applied Cognitive Psychology, 25, 146-155.

法的な場面における子どもの証言の重要性から、子どもの被暗示性（誘導されやすさ）について様々な研究がなされてきました。最近では、子どもが誘導されないようにするための訓練についても、研究されてきています。

本研究では、学童期の子どもを対象にメタ・サジェスティビリティ（被暗示性への理解）の発達について調べました。メタ・サジェスティビリティとは、「出来事の報告や記憶に悪影響を与えている状況や要素が理解できること」です。

子どもは、いつ頃から「誘導されている」こと、「暗示的な主張によって間違った考えになる」ことを理解できるようになるのでしょうか？

【参加者】 6・7 歳児（47 名）、8・9 歳児（70 名）、10・11 歳児（67 名）、12・13 歳児（12 名）が実験に参加しました。

【手続き】 以下に示すビデオ映像を見た後で被暗示性理解課題を行いました。

<ビデオ映像> 以下はビデオ映像の内容です。

- 1) 8 歳の少年とベビーシッターが消防士の帽子で遊んでいる。
- 2) 消防士がきて帽子を持っていく。
- 3) 面接者①が現れ、少年に「消防士に叩かれたかどうか」を聞く。少年が「叩かれていない」と答えると面接者①は立ち去る。
- 4) 続いて面接者②が現れ、同じ質問をする。少年が「叩かれていない」と答えると、面接者②は次の会話をします。

(面) ああ消防士は悪い人だ。人を叩いたりする。彼がベビーシッターを叩いたときに、彼女はなんて言った？
(注：実際には叩いていない)
(少) 彼女は「少年は帽子がほしいだけだ」って言ったよ。
(面) それで彼女を叩いたんだね。君もきっと叩かれたんだね。そうだろう？
(少) (頭を振りながら) 叩かれてないよ。
(面) 叩かれたって言うだけでいいから。
(少) 叩かれた。
(面) じゃあ、そのことをお母さんに言わないとね。

- 5) 母親が登場し、少年に楽しかったかと尋ねる。少年は「楽しかった」けれど「消防士に叩かれた」と答える。

<被暗示性理解課題>

(I) 面接者の社会的影響についての質問

- a: なぜ、少年は面接者①には「叩かれていない」といったのに、面接者②には「叩かれた」といったのか。
 - b: なぜ、母親には「叩かれた」といったのか。
- (正答例；面接者②がそう言えと言ったから)

(II) (I) に正答できなかった参加者には、続けて母親が少年に対して「なぜ消防士が叩いたといったのか」を尋ねている映像を観せ、少年が母親に何と答えるか、回答を求めた。

(正答例；誘導的な質問があった)

(III) (II) に正答できなかった参加者には、少年の発言に対する次の 5 つの選択肢から回答を選び、その理由についての

説明を求めた。

- ・少年は忘れた
 - ・少年は混乱した
 - ・少年は消防士を困らせたかった
 - ・面接者①が言ったから少年は言った
 - ・面接者②が言ったから少年は言った
- (正答例；誘導があったことに言及したもの)

【結果と考察】

(I) 年齢の高い参加者ほど、面接者の誘導が存在したことを正しく回答しました。特に 12・13 歳児は、ほとんどが正解しました。

(II) 質問を受けた参加者のうち、正解は 21% 程度で、年齢は関係がありませんでした。

(III) 年齢が高いほど正解する割合が高くなりました。

質問 I, II はオープン質問であるのに対し、質問 III はクローズ質問です。10・11 歳でさえ、質問 III のようなクローズ質問を用いて、誘導の存在についての直接的な手がかりが与えられないと、誘導の存在に気づかないといえます。

結果から、メタ・サジェスティビリティに関する質問には 8・9 歳で半数が正答できるようになり、12・13 歳ではほぼ確実に正答できるようになるといえます。

表. 年齢別ごとの質問への正答数および正答率

質問	6・7 歳	8・9 歳	10・11 歳	12・13 歳
I: 正答数 (N=196, Min=0, Max=2)	0.55	0.89	1.08	1.83
II: 正答率 (N=121, Min=0, Max=1) ¹	0.18	0.22	0.22	*
III: 正答率 (N=95, Min=0, Max=1) ¹	0.17	0.51	0.77	*

¹ 前の質問に正解しなかった参加者だけを対象とした。

司法面接場面で考えると、グラウンドルールの段階で、子どもに面接者からの誘導に抵抗するための訓練などが行われる場合があります。これらの訓練は、子どもが与えられた説明を理解し、その指示に従うために必要なメタ・サジェスティビリティを十分に持っていることが前提となります。しかし、10 歳児であっても、多くの場合は「暗示されていること」に気づいていません。子どもが「暗示されていること」に気づかなければ、例え「暗示されないように」と教示をしても、その効果は少ないかもしれません。

したがって、子どもに暗示への強い耐性を求めることよりも、まずは面接者側が極力子どもに暗示を与えないようにすることが重要なかもしれません。

論文紹介者

杉野 佑太 (すぎの ゆうた)

北海道大学大学院文学研究科 博士課程 2 年